

指定居宅介護支援事業所 はるかぜ
運営規程

社会福祉法人 日輪会

指定居宅介護支援事業所 はるかぜ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 日輪会（以下「法人」という。）が経営する指定居宅介護支援事業所 はるかぜ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の職員（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 2 本事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのあいよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、関係機関との連携に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所 はるかぜ
- (2) 所在地 長崎市古町16番地1 201号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名(管理者が兼務)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成等その他関連する業務に従事するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時より午後6時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者、家族が希望される場所

(2) 使用する課題分析表の種類 包括的自立支援プログラム

(3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内又は利用者・家族宅か、その他のサービス事業所

(4) 利用者が介護保険施設への入所を希望等の場合の紹介及び便宜の供与

(利用料)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は無料である。

(その他費用の額)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、その実費の支払いを利用者から受領するものとする。

(1) 通常の事業実施地域内

(2) 通常の事業の実施地域を超えた場合、その超える地点からの実費（公共交通機関利用の場合）

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書により説明を行ったうえ、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長崎市内、長与町及び時津町とする。

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務態勢を整備する。

2 採用時研修 採用後3ヶ月以内

3 継続研修 県・市及び各種研修への参加

(相談・苦情の対応)

第11条 当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ける。

2 事業所に相談・苦情等の窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

3 事業者は自らが提供した居宅介護支援について、市町村から調査を受けた場合にはそれに協力し、指導や助言を受けた場合にはそれに従う。

(秘密の保持)

第12条 事業所の介護支援専門員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約書等へその旨を明記するものとする。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により承諾を得るものとする。

4 指定居宅介護支援事業者は、サービス契約が終了又は解約された後も、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所が利用者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。(9月及び2月に実施)

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月15日から施工する。